

令和7年度 リフレッシュ海外旅行助成事業実施要項

1 目 的

一般財団法人愛媛県教職員互助会会員（以下「会員」という。）の心身のリフレッシュを図るため、松山空港発着の国際便を利用し海外旅行に要した経費の一部を助成する。

2 助成対象者

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に松山空港発着の国際便（チャーター便含む。）を利用し海外旅行（公務出張を除く。）した会員とする。

3 助成額

会員1人当たり10,000円（年度内で1人1回の助成に限る。）

4 助成金の請求方法

助成対象者は旅行終了後、リフレッシュ海外旅行助成事業助成金請求書（別紙様式、以下「請求書」という。）に松山空港発着の国際便を利用したことを証明できる書類を添付して当互助会へ請求することとする。なお、請求書の提出期限は、令和8年4月8日（必着）までとする。

5 助成金の支払い方法

助成金の支払いについては、請求書の内容を審査し、適当と認められる場合は、予算の範囲内で助成を決定し、請求書を受け付けた月の翌月（令和8年4月1日から4月8日までに届いた請求書については当該月中）に会員の給付金等振込口座に振込むものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。